

令和7年度

目黒区育児休業代替任期付職員採用選考実施要項



令和7年9月17日

育児休業代替任期付職員とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する正規の職員です。

なお、勤務条件については、原則として任期の定めのない常勤職員と同様ですが、一部例外があります。

1 募集職種、採用予定年月日及び採用予定数

職種	採用区分	採用予定年月日	採用予定数
福祉 (保育士、児童指導)	Ⅱ類 (短大卒程度)	令和8年4月1日以降 必要に応じて採用	若干名

2 勤務場所

- ・区立保育園（保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方）
- ・区立児童館、学童保育クラブ
（保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方
又は 児童指導員の資格を有している方）

※敷地内禁煙（目黒区総合庁舎は屋外喫煙場所1か所あり）

3 受験資格

（1）国籍及び性別を問わず、年齢が採用時において20歳以上の方

- 日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）」に掲げる在留資格を有する者または日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

（2）資格について、①②いずれかに該当する方

① 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方

- 地域限定保育士の場合は、登録自治体にてご確認のうえお申込みください。

※地域限定保育士資格による受験要件は以下のとおりです。（詳細は登録自治体にてご確認ください。）

【国家戦略特別区域法（令和7年6月以前）による資格取得者】

登録後3年が経過していること

【児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）（令和7年7月以降）による資格取得者】

登録後3年が経過し、かつ一定の勤務経験を有していること

② 児童指導員の資格を有している方

- 児童指導員の資格の有無については、大学・勤務先等で確認してください。
- 令和8年3月31日までに資格を取得見込みの方を含みますが、保育士となる資格については、併せて同日までに都道府県知事の登録を受ける必要があります。

(3) 現に目黒区の常勤職員でない方

- 現在、育児休業代替任期付職員及び会計年度任用職員は受験可能です。ただし、育児休業代替任期付職員が受験した場合の採用については、採用予定日の前日までに任用が終了する場合に限ります。

※地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（申込書裏面参照）は受験できません。

4 任期

職員の育児休業の請求期間に応じて、概ね6か月以上（ただし最長で令和9年3月31日まで）

5 選考方法

選考日等に変更が生じる場合は、目黒区ホームページ（<https://www.city.meguro.tokyo.jp/>）上でご案内します。

(1) 第一次選考

- 日 時 : 令和7年11月16日（日） 集合時間は別途通知します。
- 場 所 : 目黒区総合庁舎（予定）
- 方 法 : 作文（課題式、1,000字程度、60分）
- 結果発表 : 令和7年12月上旬予定（受験者全員に通知）

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対し、下記により実施します。

- 日 時 : 第一次結果通知と併せて郵送で通知します。
(令和7年12月下旬に実施予定)
- 場 所 : 目黒区総合庁舎（予定）
- 方 法 : 面接

(3) 最終合格者の決定

第一次選考、第二次選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。

6 申込手続

原則として、インターネット（LoGo フォーム）による方法で申し込んでください。

(1) インターネット（LoGo フォーム）による方法（原則）

申込方法	下記QRコード（申込フォーム）へアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力し、申込受付期間中に送信してください。 ※申込フォームアドレス： https://logoform.jp/f/QiDTK 
申込期間	令和7年9月17日（水）午前8時30分から 令和7年10月17日（金）午後5時まで（受信有効）

※期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメールを送信しますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。

なお、システムの保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

(2) 申込書記載による方法

所定の申込書に必要事項を記入し、110円切手を貼った返信用封筒[長形3号サイズ(120mm×235mm)に、ご自分の住所・氏名を記載]と共に、下記によりお申し込みください。

申込方法	郵送又は持参（持参場所：総合庁舎4階総務部人事課人事係） [郵送による場合は、A4版の大きさが入る角型2号封筒（240mm×332mm）に入れ、その封筒の表に「福祉申込」と朱書きし、 必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。]
申込期間	令和7年9月17日（水）から令和7年10月17日（金）まで【必着】
受付時間	土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

7 受験票の交付

申込期間終了後、下記により受験票を交付いたします。受験票には、必ず写真を貼って試験当日に持参してください。また、令和7年11月5日（水）までに届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。

(1) 「インターネット（LoGo フォーム）による方法」で申し込みをされた方

令和7年10月22日（水）以降に送付する電子メールに記載の URL から、受験票をダウンロードのうえ、A4 サイズで印刷してください。

なお、合否の通知については、申込方法に関わらずすべて郵送により通知します。

(2) 「申込書記載による方法」で申し込みをされた方

令和7年10月22日（水）以降、ご用意いただいた返信用封筒にて受験票を郵送します。

8 お申込み・お問合せ先

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

目黒区総務部人事課人事係（目黒区総合庁舎4階）

電話 03(5722)9650



東急東横線・東京メトロ日比谷線 中目黒駅下車 5分

参 考 資 料

(令和7年4月1日現在)

身分

地方公務員（目黒区職員）になります。

給与等

1 給与

初任給（地域手当含む。） 約237,600円

職務経験等があれば、その内容に応じて加算される場合があります。

昇給は、原則として年1回行われます。

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

2 その他の手当

上記のほか、条例の定めるところにより通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等を支給します。

3 退職手当

職員が退職するときは、在職年数に応じて退職手当を支給します。

勤務態様

1 勤務日

保育園・学童保育クラブ 月曜日～土曜日（シフト制）

児童館 月曜日～日曜日（シフト制）

2 休日

保育園・学童保育クラブ 日曜日及び4週間につき4日

児童館 第二、第四日曜日及び4週間につき6日

他に祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

3 休暇等

年次有給休暇が付与されます（4月採用の場合、その年は15日）。

この他に、夏季休暇、慶弔休暇などがあり、それぞれについて日数等が定められています。

育児休業は取得できません。

4 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分（1週間実働38時間45分）

ただし、勤務場所により変則勤務を行っている所もあります。

（例）保育園の場合、午前7時10分から午後7時20分までの中で1日実働7時間45分など
（延長保育を実施している保育園は、午後8時20分までのシフトがあります）

福利厚生制度

1 健康管理

年1回定期総合健康診断等を実施しています。

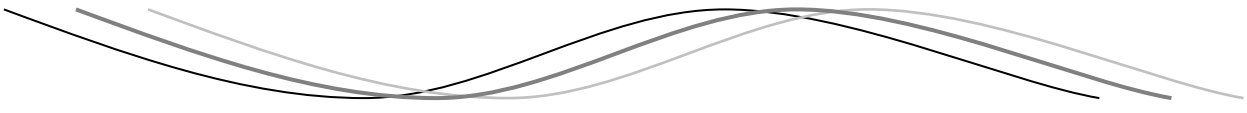
5月1日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

2 被服貸与

職務に必要な被服は貸与されます。

3 その他

職員は、各種の福利厚生事業が受けられます。



参考

目黒区育児休業代替任期付職員（福祉）採用選考の作文試験出題例

[令和6年7月実施]

「現在の保育園又は児童館・学童保育クラブが抱えている課題を挙げ、その課題解決に向けて任期付き職員としてどのように取り組むか、あなたの考えを述べてください。」

[令和5年11月実施]

「保育士又は児童指導の職に携わる任期付職員として、こどもとどのように接していくべきか、子育てにおける家庭の役割も踏まえ、あなたの考えを述べてください。」

[令和4年11月実施]

「こどもや保護者と良好な信頼関係を築いていくために重視すべき点について、あなたの考えを述べてください。」

[令和3年11月実施]

「保育園や児童館・学童保育クラブの一員として、自分のこれまでの知識や経験をどのように業務に活かしていきたいか、あなたの考えを述べてください。」